

## 第三分野商品の不適切な不払い事例について

### 第三分野における不適切な不払い事例の一覧（具体事例）

#### 【使用する用語のご説明】

告知義務違反解除	ご契約に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実を告知いただけなかった場合や事実でないことを告知された場合に、ご契約を解除させていただくことをいいます（保険金をお支払できない場合があります）。
始期前発病	保険金をご請求いただく原因となった疾病が、初年度契約(継続されてきた保険契約の最初の保険契約) 始期より前に発病していたことをいいます。
特定疾病不担保特約	特定の病気・症状について保険金をお支払しないことを条件にお引受する特約をいいます。

#### I. 告知義務違反解除

【健康状態に対する告知義務違反解除を適用し、保険金をお支払しなかった事例… 440件】

##### 1. お客様の健康状態の告知に対して、当社が誤って判断したもの

不適切な事例	正しく告知いただけていなかったと当社が判断したケースについて、お客様に特段の問題があったとは言えない内容（お客様に対して、医療機関が病名を知らせていなかったため、お客様が病気を認識していない等、お客様に故意・重大な過失がない）にもかかわらず、告知義務違反解除を行った事例	12件
主な具体事例	<p>医療補償保険 「皮膚の病気」による保険金のご請求をいただきましたが、同疾病について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より同疾病の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、同疾病に関するご契約締結前の通院実態につき十分な確認ができず、告知いただけていなかったことについてお客様に特に問題（故意、重大な過失）があったとはいえない状況であることから、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p> <p>医療補償保険 「高血圧症」による保険金のご請求をいただきましたが、同疾病について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より同疾病にかかわる内服薬の投与事実があったことが判明したため、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、ご契約締結前に正式に同疾病とは診断されていなかったこと、ご契約前の治療内容の十分な確認ができなかったこと等、お客様が疾病を認識していたと判断できないため、告知いただけていなかったことについてはお客様に特に問題（故意、重大な過失）があったとはいえない状況であることから、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

2. ご契約締結時において、当社の説明が不十分であったり、取扱いが適切でなかったもの

不適切な事例①	「ご請求いただいた疾病」と「告知いただけていなかった疾病」の間に因果関係がなくとも保険金をお支払できない約款でしたが、このような取扱いをすることについて、ご契約締結時にお客様へのご説明が不十分だった事例	353件
主な具体事例	<p>医療補償保険 「肝臓の疾病」による保険金のご請求をいただきましたが「腰痛症」について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「腰の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、「肝臓の疾病」と「腰の疾病」との間に因果関係が認められず、因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを、ご契約を締結した際に説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>医療補償保険 「胃の疾病」による保険金のご請求をいただきましたが「脳の疾病」について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「脳の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、「胃の疾病」と「脳の疾病」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>医療補償保険 「泌尿器系の疾病」による保険金のご請求をいただきましたが「胃の疾病」について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「胃の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、「泌尿器系の疾病」と「胃の疾病」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>医療補償保険 「皮膚感染症」による保険金のご請求をいただきましたが「皮膚炎」について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「皮膚炎」による症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、「皮膚感染症」と「皮膚炎」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>医療補償保険 「腸の疾病」による保険金のご請求をいただきましたが「循環器系の疾病」について告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「循環器系の疾病」による症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、「腸の疾病」と「循環器系の疾病」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

前頁の続き<不適切な事例①>

主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「気管支の疾病」による保険金のご請求をいただきましたが「肺の疾病」につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前より「肺の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、「気管支の疾病」と「肺の疾病」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>
	<p>医療補償保険</p> <p>「切迫流産」による保険金のご請求をいただきましたが「子宮の疾病」につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前より「子宮の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、「切迫流産」と「子宮の疾病」との間に因果関係が認められず、ご契約を締結した際に因果関係がなくともお支払できない契約内容であることを説明していなかったため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>

不適切な事例②	<p>病名を告知していただくことがご契約締結上重要であることや、正しい告知がなかった場合の取り扱いについて、代理店による説明が不十分であった事例</p>	29件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「心臓の疾病」につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前より「心臓の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご契約を締結した際、代理店が告知に関して十分説明していなかったため、お客様に誤解を与え、その結果、告知すべき上記疾病の告知を受けずにご契約を締結していたことが判明し、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例③	<p>募集に際し、お客様の理解度を十分確認していなかった事例</p>	16件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「高血圧症」につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前から「高血圧症」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご契約を締結した際に、代理店からの説明が不十分で、お客様の理解度を確認していなかったため誤解を与え、その結果、告知すべき上記疾病の告知をいただけないままご契約を締結していたことが判明し、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例④	<p>代理店が告知書をお客様に代わって記載した事例</p>	4件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「高血圧症」「糖尿病」等の疾病につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前から「糖尿病」の症状があることが判明、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご契約を締結した際に、告知書内容についてはお客様の了解はいただいているものの、代理店がお客様に代わって告知書を記載していたことが判明し、このような対応は不適切であることから保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例⑤	代理店が告知すべきご本人様以外から告知書を受け付けた事例	5件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「高血圧症」につき告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前より「高血圧症」の症状があることが判明し告知義務違反解除で「脳内出血」による入院のご請求につきお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご契約を締結した際に、お客様が不在で、ご本人に代わってご家族が告知書に記載していたことが判明し、このような対応は不適切であることから保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例⑥	お客様から告知を受け、本来その内容ではご契約を締結できないところ誤って締結してしまい、その後ご契約を取消した上で不払いとした事例	15件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>告知書にご契約を締結できない疾病「糖尿病」を告知いただけていたにもかかわらず契約を締結していた事例です。</p> <p>ご契約につき、契約取消を行い、お客様からご請求いただいた「腸の疾病」についてお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、告知を受けているにもかかわらず、ご契約を締結したのは当社側の事務手続き上のミスによるものであり、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例⑦	ご契約を締結した際に、ご加入済の保険（重複契約）の有無について確認を行わない等の当社側の不適切な対応があったにもかかわらず告知義務違反解除の手続きを行い、不払いとした事例	3件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>重複契約について告知いただけていなかった事例です。</p> <p>重複契約に関する告知義務違反解除に該当することが判明し、ご請求の「高血圧症」につきお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご契約を締結した際に代理店が重複契約の有無について十分確認を行わないまま、ご契約を締結したことが明らかになったため、不適切な対応によるものとして保険金をお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

### 3. 契約解除手続きの誤り

不適切な事例	告知義務違反解除の手続きにあたり、当社が違反を知った日から30日以内に解除処理を行うべきところ、30日を超えて解除手続きを行う等の誤った手続きを行った事例	3件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>「肝炎」について告知いただけていなかった事例です。</p> <p>ご契約締結前より「肝炎」の症状があることが判明し、告知義務違反解除により、「肝臓がん」による入院のご請求に対して、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、告知義務違反解除の手続きを当社が違反を知った日から30日以内に行うべきところ、30日を超えて解除手続きを行う等の誤った対応によるものであり、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

## II. 支払事由非該当

【 始期前発病等で保険期間、支払事由に該当しないとして保険金をお支払しなかった事例

… 146件 】

### 1. 始期前発病の判断誤り

不適切な事例①	医師の推定をもとに発病日を特定した事例	16件
主な具体事例	<p>所得補償保険</p> <p>お客様の就業が不能となる原因となった「神経疾病」につき、始期前発病とした事例です。</p> <p>診断書記載の主治医推定内容をもとに発病日を特定し、始期前発病によりお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、初年度契約始期日前に発病したことが明確に確認できておらず、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例②	お客様のご申告をもとに発病日を特定した事例 (症状の自覚・認識等のお客様のご申告のみで発病日を特定しており、治療歴等の客観的な事実確認が不足)	46件
主な具体事例	<p>医療補償保険</p> <p>お客様からの治療内容のご申告により初年度契約始期(以下始期)日前に「椎間板ヘルニア」の治療歴があることを確認、始期前に同疾病が発病したものと判断し、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、医療調査を実施していないため、具体的な症状・部位や、その後の治療歴の確認が出来ておらず、当該疾病が始期前に発病していたと確認できる客観的事実に乏しいため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>所得補償保険</p> <p>お客様に文書でご照会したところ「初年度契約始期(以下始期)前に、今回請求された疾病につき指摘されたことがある」という回答があったため、始期前発病と判断し、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、診断書等による発病日の確認がなされておらず、当該疾病が始期前に発病していたと確認できる症状の客観的事実に乏しいため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>所得補償保険</p> <p>主治医への照会文書にて、初年度契約始期(以下始期)前に健康診断で「高血糖」を指摘されたとのお客様のご申告があったため、保険金を請求いただくことになった疾病の「糖尿病」が始期前に発病したものとして、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、当該申告はお客様のご申告のみで主治医の診断によるものではなく、お客様が、始期前に「糖尿病」について自覚または認識していたとの客観的事実の確認ができておらず、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	



不適切な事例③	初年度契約始期(以下始期)前に当該疾病で治療歴があることのみをもって、始期前発病と判断した事例 (治療の時期・医療機関名・治療内容・始期前の疾病と現疾病との間に治療が継続していることの確認が不適切等)	29件
主な具体事例	<p>医療補償保険 診断書より「小児時(始期前)に発症された喘息の再発」との記載があったため、始期前発病と判断し、お支払できないと判断いたしました。 しかし、再発以前の治療歴等の状況が不明で、担当医の見解等の確認ができておらず、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>所得補償保険 初年度契約始期(以下始期)日前に「膵臓の疾病」で治療歴があると診断書に記載されており、始期前に今回ご請求の同疾病が発病したとして、お支払できないと判断いたしました。 しかし、一度治癒した後、始期後に再発したものと判断される内容であり、始期前発病とは言えないため保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例④	「初年度契約始期(以下始期)前の疾病」と「ご請求いただいた現疾病」の傷病名が異なるにも拘わらず、社員判断により因果関係があるものとして、始期前発病と判断した事例 (担当医の見解等の確認不足・誤認等)	20件
主な具体事例	<p>医療補償保険 主治医への照会文書での確認により、始期日の数年前に「白内障」手術が実施されていることを確認、始期前に今回ご請求いただいた「眼の疾病」が発病したと社員が判断し、保険金をお支払できないと判断いたしました。 しかし、始期前に発病した「白内障」と、ご請求いただいた「眼の疾病」との因果関係が明確ではないため、「眼の疾病」が、始期前に発病していたと判断することは困難であり保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
	<p>医療補償保険 ご請求の「脳梗塞」の原因となった「高血圧症」が初年度契約始期(以下始期)前より発病していたことが調査により確認できたため、始期前に今回ご請求の「脳梗塞」が発病したものと社員が判断し、お支払できないと判断いたしました。 しかし、「高血圧症」は「脳梗塞」とは別疾病であり、「高血圧」の発病をもって「脳梗塞」が発病したとは認められないため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例⑤	初年度契約始期(以下始期)前に検査異常があったことのみをもって始期前発病と判断した事例 (検査の種類・具体的な検査指摘事項の確認不足や、検査異常と当該疾病との因果関係についての確認不足・誤認等)	11件
主な具体事例	医療補償保険 始期日4年前の健康診断で「内臓機能の異常」が指摘されており、始期前に同疾病が発病したと判断し、お支払できないと判断いたしました。 しかし、検査異常指摘から始期日まで4年経過しており、その間の異常数値等が不明であること、お客様ご本人が体調異常を自覚されたのが始期後であることから、始期前発病とは断定し難く、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。	

不適切な事例⑥	「初年度契約始期(以下始期)日」と「初診日」が接近し明らかに急性以外の疾病であったため、一般的な医学的見解で始期前発病と判断した事例	5件
主な具体事例	医療補償保険 診断書から始期前にお客様が妊娠されていたことをもって、「切迫早産」につき始期前発病と判断しお支払できないと判断いたしました。 しかし、「切迫早産」となったのは始期後であり、始期前に妊娠していることをもって始期前発病と判断することは誤りであり、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。	

不適切な事例⑦	初年度契約始期(以下始期)日から2年以上経過した後の入院に対して始期前発病を適用した事例(医療補償保険で2004年7月1日以降入院を開始した事案)	2件
主な具体事例	医療補償保険 診断書の「ヘルニア」発病日の記載が始期前であったため、これをもって始期前発病と判断しお支払できないと判断いたしました。 しかし、具体的な症状や治療経過の確認が出来ておらず、また始期日から2年以上経過しての入院であり始期前発病の適用はできないことから、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。	

## 2. 契約時に当社が誤って判断したもの

不適切な事例	ご契約締結時に、本来お引受できない疾病についての告知を受けていたにもかかわらず、そのまま契約を締結し、当該疾病に関し始期前発病を適用した等の事例	2件
主な具体事例	医療補償保険 ご契約時にお客様より「糖尿病」の告知をいただきながら、そのままご契約を締結しました。ご契約を締結した後に「糖尿病」は始期前発病であるとしてお支払できないと判断しました。しかし、告知を受けていながら契約を締結したのは当社の事務ミスによるものであり、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。	

3. 保険金をお支払できない(免責)期間内であるかどうかの確認不足

不適切な事例	就業不能期間や入院日数が保険金をお支払できない(免責)期間内であるかどうか確認が不十分な事例	7件
主な具体事例	<p>所得補償保険</p> <p>当該契約は免責期間7日を超えて就業不能期間が継続した場合、お支払対象となる内容になっておりましたが、診断書上の入院期間が7日以内であり就業不能期間が免責期間7日以内であると判断しお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、お客様が通院開始されたのは入院前で、退院日までは合計8日間あり、免責期間7日を超える期間につき、お客様が就業不能であったか否かの確認を医師に行っていなかったため、不適切な対応により保険金をお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

4. 要介護状態の確認不足

不適切な事例	要介護状態(180日以上等)に該当しないことの確認が不十分な事例	7件
主な具体事例	<p>介護費用保険</p> <p>介護費用保険については、お客様の寝たきり状態が180日以上継続することが支払の要件となりますが、調査の結果「脳内出血」による要介護状態が180日以上継続したことの確認ができないため、お支払できないと判断いたしました。しかし、前記調査の内容は、要介護状態の事実を誤認したものであったため、保険金をお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

5. その他 上記1～4以外の不適切な事例 … 1件

Ⅲ. 保険金をお支払できない事由(免責事由)該当

【 保険金をお支払できない事由(免責事由)に該当するとしてお支払できなかった事例… 53件 】

1. 特定疾病不担保特約の取扱いに関する誤り

不適切な事例①	本来、特定疾病不担保特約を付帯しなければならない契約において、事務処理のミスで特約の付帯が漏れた状態で契約を締結していたにも関わらず、特約を適用した事例	26件
主な具体事例	<p>●所得補償保険</p> <p>前契約にて「気管支の疾病」について保険金をお支払した経緯があり、本来、特定疾病不担保特約「4群 気管支・肺の病気」を付帯しなければならなかったご契約で、「気管支の疾病」のご請求を受けお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、当社の契約締結に係る事務誤りにより、当該契約に特約自体が付帯されておらず、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p> <p>●所得補償保険</p> <p>前契約にて「糖尿病(次回のご契約を締結できない疾病)」によるお支払があったため、本来次回以降はご契約を締結できなかったとして、現在の契約の「糖尿病」のご請求に対し保険金をお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、当社の契約締結に係る事務誤りにより、次回以降も契約を更改していたため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	



不適切な事例②	ご請求いただいた疾病が、不担保とした疾病と別疾病名にもかかわらず、不担保とした疾病と因果関係があるという理由のみで、不担保とした疾病と同じと判断した事例	15件
主な具体事例	<p>医療費用保険</p> <p>保険金を請求いただいた「胃癌術後腸閉塞」は、お客様のご契約上不担保となっている「胃癌」と因果関係があるものと判断しお支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、ご請求いただいた疾病「胃癌術後腸閉塞」は、あくまでも「胃癌」の手術に起因して発症したものであり、胃癌そのものと一連の同一疾病とは認められないことから、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

不適切な事例③	保険金を請求いただくことになった疾病が不担保とした疾病と同一であることの確認方法が不十分な事例 (不担保とした疾病とご請求いただいた疾病が同一であることについて、診断書で確認できていない上に、担当医等に確認を行っていない等)	7件
主な具体事例	<p>医療費用保険</p> <p>「腹膜炎」に関しご請求いただきましたが、同疾病はご契約上不担保となっている「腸閉塞」と因果関係のある疾病であると判断し、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、「腹膜炎」については、不担保となっている「腸閉塞」と一連の同一疾病とは認められないことから、「腹膜炎」にかかわる入院については、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

## 2. 保険金をお支払できない事由（免責事由）に該当する疾病であることの確認不足

不適切な事例①	精神障害に該当することを担当医に確認せずに、診断書に記載された疾病の名称等から判断した事例	4件
主な具体事例	<p>医療費用保険</p> <p>診断書の疾病名称が「自律神経症」となっていることから、お支払できない条項である「精神障害」に該当すると判断し、お支払できないと判断いたしました。</p> <p>しかし、同病は疾病名だけでは「精神障害」に該当するか否かの判断はできず、また担当医にその確認を行っていないため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	

## 3. その他 上記1, 2以外の不適切な事例 … 1件

IV. その他

【 上記Ⅰ～Ⅲ以外の事例 … 329件 】

不適切な事例①	任意解約等、約款に記載されている以外の方法によりご契約を終了した事例	233件
主な具体事例	<p>医療費用保険 「胃炎」につき告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より告知いただけていなかった「胃炎」の症状があったことが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、告知義務違反解除の手続きを、当社が違反を知った日から 30 日以内に行うべきところ、30 日を超えて、契約取消の手続きによりご契約を消滅させたため、ご請求の「胃癌」につき保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p> <p>医療費用保険 「肝臓の疾病」「胃の疾病」につき告知いただけていなかった事例です。 ご契約締結前より「肝臓の疾病」の症状があることが判明し、告知義務違反解除でお支払できないと判断いたしました。 しかし、告知義務違反解除の手続きを、当社が違反を知った日から 30 日以内に行うべきところ、30 日を超えて、契約取消の手続きによりご契約を消滅させたため、ご請求の「腸閉塞」につき保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
不適切な事例②	お客様より、保険金を請求放棄される意思を確認したものの、その際弊社からお支払できる部分についての説明が不十分であったり、請求放棄を確認した際の記録が不十分な事例	12件
主な具体事例	<p>医療費用保険 既往症の「高血圧症」につき告知いただけていなかった事例です。 「腸の疾病」についてご請求いただいたところ、既往症の「高血圧症」があったことから、告知義務違反の観点で調査を実施していたところ、お客様より、請求放棄のお申し出があり、お支払できないと判断いたしました。 しかし、告知義務違反であるか否かとは別に、ご請求いただいた「腸の疾病」による入院は「高血圧症」と因果関係がないため支払可能であり、お客様に対して、その旨の説明をせずに請求放棄の手続きを行っていたため、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>	
不適切な事例③	一部の保険金についてお支払できないことは確認したが、その他にお支払できる保険金があったにもかかわらず、そのご説明を行わなかった事例	84件
主な具体事例	<p>医療費用保険 お客様の治療費の実費負担がないことから保険金をお支払できないと判断し、「入院諸費用保険金」をお支払しなかった事例です。 入院されたお客様が、地方公共団体より治療にかかわる一時金の支給を受けられたため、実費負担がないことから、「治療費用保険金」の支払はないと判断し保険金をお支払できないと判断いたしました。 しかし、お客様の実費負担がない場合でも「入院諸費用保険金」の支払は可能であり、「入院諸費用保険金」をお支払いいたしました。</p> <p>医療費用保険 お客様の治療費の実費負担がないことから保険金をお支払できないと判断し、「入院諸費用保険金」をお支払しなかった事例です。 入院されたお客様の「治療費の自己負担なし」とのお申し出により、治療費等の保険金の支払はないと判断し、保険金をお支払できないと判断いたしました。 しかし、お客様の治療費の自己負担がない場合でも「入院諸費用保険金」の支払は可能であり、「入院諸費用保険金」をお支払いいたしました。</p>	